

[IV]相模湾アーバンリゾートフェスティバル 1990 の取組み (神奈川県)

■ 取組みの概要・背景

1960年代以降の都市化の進展による海岸道路の渋滞、海水浴場の水質汚濁の進展、海洋レジャーの増加と多様化等により、様々な問題が深刻化してきたのに対し、個別の対応策では効果が挙げられない状況となっていた。これに対して、「新神奈川計画」に基づく「地域計画」の策定を端緒として次の3つの具体的な政策が積み重ねられた。

- ・湘南なぎさプラン：沿岸域の課題解決に向け、地域の暮らしにおける海とのかかわりの回復を意図して、昭和60年に湘南なぎさプランが策定された。藤沢から大磯までの約19kmの地域を対象として、特に国道134号と公園の整備が進められた。
- ・海浜の秩序ある利用計画：プレジャーボートと漁業者との調整などの新たな秩序形成を目指して、昭和63年に「海・浜の秩序ある利用計画」（対象範囲：横須賀市～湯河原町）が策定された。この中で、漁業関連施設や海洋レクリエーション施設（マリナー）の整備が進められ、海の総合的イベントの開催が提案された。
- ・サーフ90：「相模湾アーバンリゾートフェスティバル1990」の略称で、平成2年に相模湾沿岸の13市町を舞台に開催された海の総合イベントの総称。課題解決の糸口をつくるために、「サーフ'90」でイベントを主催し、それを契機に活動を活性化したり、体制づくりを行った。翌平成3年に設立された（社）サーフ90交流協会の活動を通じて、平塚のビーチセンターやライフセービング活動の普及、海・浜の利用調整ルールづくりなど多様な成果のほか、（財）かながわ海岸美化財団も生まれている。また、ボランティア清掃等、市民活動のきっかけとなったものも多い。

■ この取組みで行われた沿岸管理の総合性

- ・ 県のイニシアチブのもと県と沿岸市町が連携して行った総合イベントをきっかけとして、相模湾沿岸域の各自治体において、「海・浜の利用ルール」が策定された。
- ・ このルールは、市民、行政（海上保安庁、警察、消防等を含む）、事業者、関係機関（漁協、レジャーや安全NPO等）等の多くの関係者による検討を経て、各自治体での多様な利害の調整に有効に機能した。一方、強制力のあるルールではないため、新たに生じる軋轢に対応しつつ、改訂が重ねられている。

■ 成功のポイント

知事イニシアチブのもと、従来業務の枠にとられない現場に密着した活動

従来の県庁職員人事の慣例にとられずに、関連団体への出向等を含め、担当者の継続的な関与が維持された。また、中間管理職の自由な発想にもとづき、県庁職員が実態把握のために直接、各種問題の現場に出向き利害関係者を丁寧に訪ね歩くことにより、解決に向けた試行錯誤を重ねた。

イベント方式の時限的、実験的取組みによる、縦割りを超越した活動

時限的特区ともいえるイベント方式により、従来の行政の縦割りや人事の壁を超えた活動を社会実験という形で実践し、参加者が効果を実感することで、継続的な活動に結びつけた。

マリンスポーツの隆盛等により、漁業者やマリンスポーツ愛好者の間で
のトラブルや事故防止のためのルール策定の必要性が高まる

サーフ'90開催 1990年(平成2年)

(社)サーフ'90交流協会(1991年に設立、1999年に解散)
相模湾「海・浜ルールブック」逗子版を作成
主に海上利用のマナーやルールを中心に検討して策定 1993年(平成5年)

逗子マリン連盟(ウインドサーフィンショップ等が加盟する神奈川県登録の市民活動団体)
「海・浜ルールブック」逗子版の改定版を作成。 1999年(平成11年)

利用者間や利用のマナーにおいても問題や事故の増加

逗子市が「逗子海・浜のルールブック」作成 2005年(平成17年)

ルールブック作成過程

逗子市が市民、行政、事業者、関係機関で組織した「逗子海・浜のルール検討委員会」を設置、委員会はパブコメを経て、市長にルールブック案を報告。市がルールブックを作成。

(市民や来訪者の安全の確保、事故防止、海岸美化を図りつつ、憩いの場、市民の共有財産としての海と浜の良好な利用のためのルール)

- ▶深夜花火、犬の散歩、バーベキューなど砂浜の利用のルールを多く盛り込む。
- ▶海水浴場開設期間中と期間外の2通り分け作成。

図：逗子ルールブック策定経緯(サーフ90を契機とした沿岸市町の取組み例)

(出典：逗子市のホームページ)

逗子海・浜のルールブック

海水浴場開設期間中のルール

海水浴場開設期間以外のルール

注意

Don't

Keep

Report-Communication

図：逗子海・浜のルールブック(「海・浜の利用ルール」の例)

(出典：逗子市のホームページ)